【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融機関の範囲）

**第一条の九**　法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項」、第五項及び第六項、第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　株式会社商工組合中央金庫

二　保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）

三　無尽会社

四　証券金融会社

五　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】

（改正後）

（金融機関の範囲）

**第一条の九**　法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項」、第五項及び第六項、第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　株式会社商工組合中央金庫

二　保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）

三　無尽会社

四　証券金融会社

五　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

（改正前）

（金融機関の範囲）

**第一条の九**　法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項」、第五項及び第六項、第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

（一　新設）

一　保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）

二　無尽会社

三　証券金融会社

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融機関の範囲）

**第一条の九**　法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項」、第五項及び第六項、第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）

二　無尽会社

三　証券金融会社

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

（改正前）

（金融機関の指定）

**第一条の九**　法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三並びに第六十六条の二に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社

二　無尽会社

三　証券金融会社

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（金融機関の指定）

**第一条の九**　法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三並びに第六十六条の二に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社

二　無尽会社

三　証券金融会社

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

（改正前）

（金融機関の指定）

**第一条の九**　法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項並びに第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社

二　無尽会社

三　証券金融会社

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】

（改正後）

（金融機関の指定）

**第一条の九**　法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号　、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項並びに第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社

二　無尽会社

（三　削除）

三　証券金融会社

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

（改正前）

（金融機関の指定）

**第一条の九**　法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号及び第五号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項並びに第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）並びに業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　証券金融会社

五　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】

（改正後）

（金融機関の指定）

**第一条の九**　法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号及び第五号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項並びに第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）並びに業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　証券金融会社

五　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

（改正前）

（金融機関の指定）

**第一条の九**　法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号及び第五号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項並びに第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）並びに業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

（四　新設）

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

【平成10年12月15日 政令第393号】

（改正後）

（金融機関の指定）

**第一条の九**　法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号及び第五号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項並びに第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）並びに業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融再生委員会の指定するもの

（改正前）

（金融機関の指定）

**第一条の九**　法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号及び第五号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項並びに第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）並びに業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融監督庁長官の指定するもの

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（金融機関の指定）

**第一条の九**　法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号及び第五号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項並びに第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）並びに業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融監督庁長官の指定するもの

（改正前）

（金融機関の指定）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号、第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項第六号、第四十二条の三、第四十三条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第一項及び第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融監督庁長官の指定するもの

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（金融機関の指定）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号、第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項第六号、第四十二条の三、第四十三条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第一項及び第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融監督庁長官の指定するもの

（改正前）

（金融機関の指定）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号、第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項第六号、第四十二条の三、第四十三条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第一項及び第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち大蔵大臣の指定するもの

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】

（改正後）

（金融機関の指定）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号、第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項第六号、第四十二条の三、第四十三条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第一項及び第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち大蔵大臣の指定するもの

（改正前）

（金融機関の指定）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号、第二条第八項、第二十七条の二第四項、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項第六号、第四十二条の三、第四十三条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第一項及び第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち大蔵大臣の指定するもの

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（金融機関の指定）

**第一条の二**　法第二条第二項第一号、第二条第八項、第二十七条の二第四項、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項第六号、第四十二条の三、第四十三条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第一項及び第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち大蔵大臣の指定するもの

（改正前）

(金融機関の指定)

**第一条**　証券取引法(以下「法」という。)第二条第八項、第二十七条の二第四項、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条及び第六十五条の二第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち大蔵大臣の指定するもの

【平成4年6月26日 政令第228号】 （改正なし）

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

(金融機関の指定)

**第一条**　証券取引法(以下「法」という。)第二条第八項、第二十七条の二第四項、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条及び第六十五条の二第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち大蔵大臣の指定するもの

（改正前）

(金融機関の指定)

**第一条**　証券取引法(以下「法」という。) 第二条第八項、第六十五条及び第六十五条の二第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち大蔵大臣の指定するもの

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】

（改正後）

(金融機関の指定)

**第一条**　証券取引法(以下「法」という。)第二条第八項、第六十五条及び第六十五条の二第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち大蔵大臣の指定するもの

（改正前）

(金融機関の指定)

**第一条**　証券取引法(以下「法」という。)第二条第八項、第六十五条第一項及び第六十五条の二第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち大蔵大臣の指定するもの

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】

（改正後）

(金融機関の指定)

**第一条**　証券取引法(以下「法」という。)第二条第八項、第六十五条第一項及び第六十五条の二第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち大蔵大臣の指定するもの

（改正前）

(金融機関の指定)

**第一条**　証券取引法(以下「法」という。)第二条第八項及び第六十五条第一項に規定する金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び地区塩業組合

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行なう者のうち大蔵大臣の指定するもの

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】 （改正なし）

【昭和42年10月30日 政令第338号】 （改正なし）

【昭和40年9月30日 政令第321号】

(金融機関の指定)

**第一条**　証券取引法(以下「法」という。)第二条第八項及び第六十五条第一項に規定する金融機関は、次に掲げるものとする。

一　保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

二　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び地区塩業組合

四　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行なう者のうち大蔵大臣の指定するもの